

# 仮ナンバー車両での首都高ETC専用料金所のご利用方法について

## ご利用について

自動車登録前の仮ナンバー車両には車検証がないため、ETC車載器のセットアップができません。このため、仮ナンバー車両については、ETC専用料金所ではサポートレーン（又は「ETC/サポート」レーン）のご利用をお願いいたします。

仮ナンバー車両については、当面の間の暫定的な措置として、ETCカードを撮影させていただき、当該カード番号に課金する運用を開始いたします（※）。

本運用の利用をご希望の場合は、以下の手順に従ってご利用ください（他の高速道路会社では異なる運用の場合があります）。

（※）クレジットカードはご利用いただけません。

### 1. ご利用前の準備

ETCカードをご準備ください。（ETCコーポレートカードはご利用いただけません）

### 2. ETC専用料金所のご利用

- ・ ETC専用レーンのご利用になれませんので、必ずサポートレーン（又は「ETC/サポート」レーン）をご利用ください。
- ・ インターホンの前で一旦停車し、インターホンを押し、仮ナンバー車であること、ETCカード撮影により支払う旨をお申し出ください。
- ・ 係員の指示に従い、免許証確認台にETCカードをお入れください。
- ・ 係員がETCカードを撮影します。また、必要事項を確認しますのでお答えいただき、係員の指示に従いETCカードを回収してください。
- ・ インターホン横のチラシラックからチラシをお取りください。
- ・ ETC開閉バーが開いたことを確認しましたら、徐行でご通行ください。

（※）遠隔監視（リモート）非対応の料金所では、上記運用と異なる場合があります（係員の指示に従ってください）。

### 3. 通行料金の課金

- ・ 免許証確認台で撮影させていただいたETCカードに課金させていただきます。
- ・ ご利用の利用明細は「ETC利用照会サービス」上で確認することができます。  
※「ETC利用照会サービス」のアドレスは <https://www.etc-meisai.jp> です。  
※ETCコーポレートカードはご利用いただけません。  
※次ページのフローも併せてご参照ください。

#### 【ETCコーポレートカード（利用不可）】



- ・ 「ETCコーポレートカード」の記載
- ・ 登録されている車両情報の記載

※画像引用元 ETCコーポレートカード利用案内書 令和7年4月

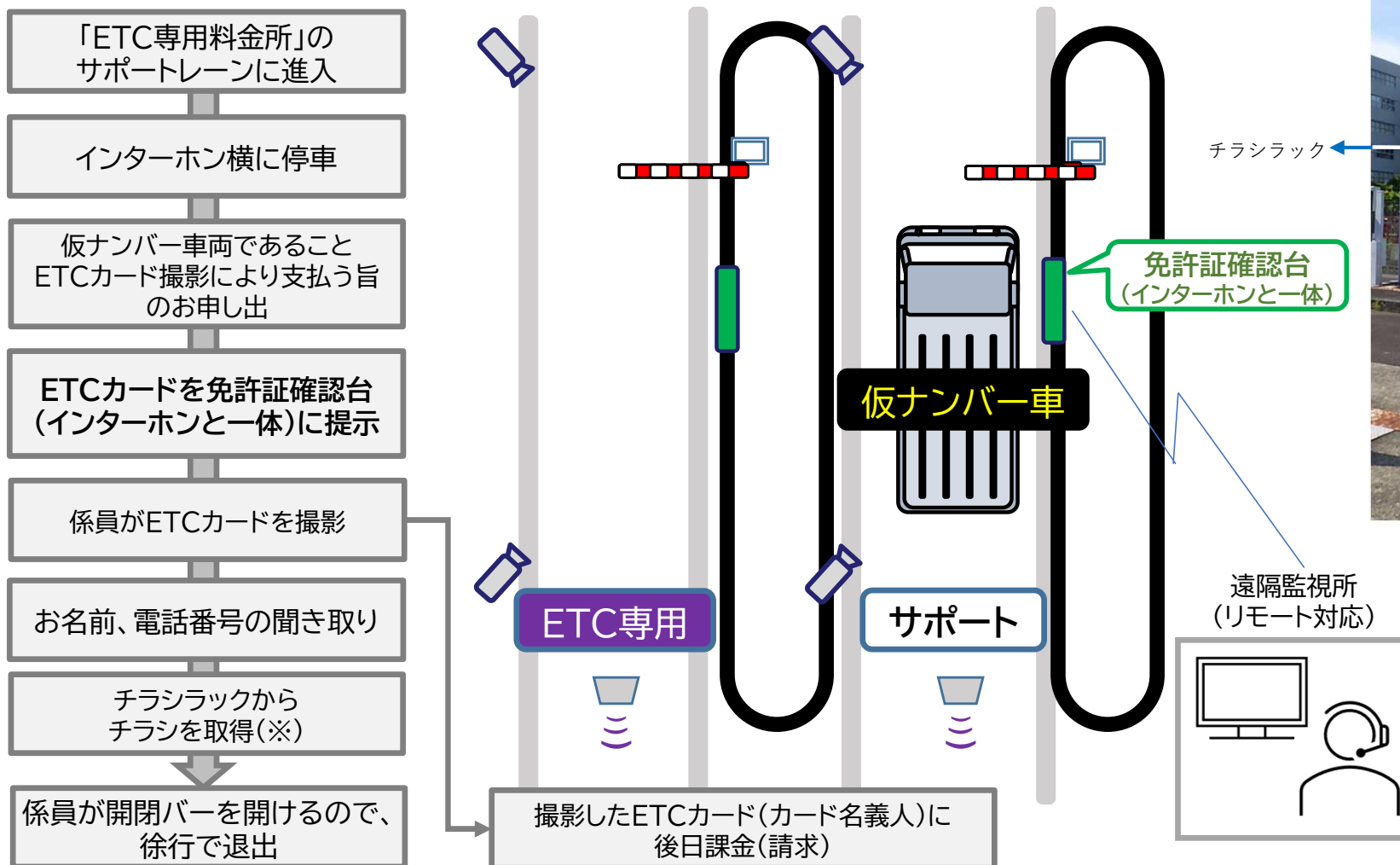
### ■お問い合わせ先

首都高速道路株式会社 首都高お客さまセンター TEL：03-6667-5855 24時間（年中無休）

# 仮ナンバー車両での首都高ETC専用料金所のご利用方法について

イメージ

## 仮ナンバー車両でのご利用の対応フロー



免許証確認台  
(インターホンと一体)



①蓋を開けてください



②上向きにETCカードを置いてください



- ・レーンの表示が「ETC/サポート」となっている場合がありますが、同様の対応となります。
- ・遠隔監視(リモート)非対応の料金所では、上記運用と異なる場合があります(係員の指示に従ってください)。
- ・ETCカードが撮影困難な場合は、免許証等確認による請求先確認を実施することがあります。
- ・ETCコーポレートカードはご利用いただけません。

(※)首都高を降りずに再度料金所をご通行される際は、チャシを係員にご提示いただき、入口料金所でお手続きが済んでいることをお申し出ください。

# 注意事項等

## 【注意事項】

- ・ ETCカードを撮影し、当該カード番号に対して後方処理により課金する運用は、以下の事項にご同意いただいた上でご利用ください。
  - 仮ナンバープレートを取り付けた車両で通行すること
  - 仮ナンバー車両での首都高ETC専用料金所の利用方法1.～3.を遵守すること
  - 通行料金のお支払いについて、ETCコーポレートカードはご利用いただけません
- ・ ETCカードを免許証確認台で撮影し、当該カード番号に課金させていただきますが、撮影情報が不鮮明であった場合などにはご利用の際に聞き取りさせていただいた電話番号に架電し、確認させていただく場合があります。

## 【個人情報の取扱いについて】

当社の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、適正に取り扱います。  
なお、取得する個人情報の内容及びその利用目的は以下の通りです。

### < 個人情報の内容 >

ETCカードに印字されたカード名義人の名前、ETCカード番号、氏名、電話番号、車両番号等

### < 利用目的 >

- ・ 首都高速道路のETC専用料金所において、ETCカードを免許証確認台で撮影し、当該カード番号に課金させていただくため
- ・ 通行料金の未払を防止すべく、正当な理由なく通行料金の支払いを免れた者を把握し、通行料金をいただくため

※首都高速道路の走行の事実等の確認のため、個人情報に基づき問合せさせていただくことがあります。